東浦町広告付案内板の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、広告付案内板（町内の公共施設案内図、庁舎案内図及び民間企業等の広告を掲載したものをいう。以下同じ。）設置に係る行政財産の貸付けについて、東浦町財産管理規則（昭和53年東浦町規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（賃借人の選定等）

第２条　賃借人の選定は、原則として、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により選定するものとする。

２　前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（最低貸付料）

第３条　貸付けに係る最低貸付料は、別に定める基準により適切に算定した額とする。

（貸付の方法、期間等）

第４条　貸付けの方法は、建物の床面積の余裕部分の貸付けとし、原則として、借地借家法（平成３年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

２　貸付期間は、５年以内とし、貸付期間の更新は、行わないものとする。

３　第１項の貸付けに際し、前項の貸付期間について周知を図るため、入札公告時に、広告付案内板の設置に係る町有財産有償貸付契約についての契約事項（様式第１）を配付するものとする。

４　契約期間満了の１年前から６月前までの間に、賃借人に対し、広告付案内板の設置に係る町有財産有償貸付契約終了について（様式第２）により契約の終了を通知するものとする。

（貸付面積）

第５条　行政財産の貸付面積は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第２項の規定に基づき行政財産の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

（貸付料等の算定及び改定）

第６条　貸付料は、落札価格（消費税及び地方消費税の対象となる場合には、入札書に記載された金額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））とする。

２　貸付料は、契約期間中は改定しないものとする。

３　光熱費は、広告付案内板の定格出力に基づき算出した額を町から請求するものとする。

（貸付料等の納付）

第７条　貸付料は、原則として、年１回の納付により前納させるものとする。ただし、

特段の事情があると町長が認める場合は、均等分割により納付させることができる。

２　光熱費は、原則として、４月分から３月分までを翌年４月に納付させるものとする。

３　賃借人が納付期限までに貸付料又は光熱費を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて算出した額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

（用途の指定等）

第８条　貸付けの契約を締結するときは、賃借人に対して、規則第 26 条第１項の規定に基づき、当該貸付財産の用途を広告付案内板の設置場所に指定するものとする。

２　前項の規定により指定した用途の変更は、行わないものとする。

（原状変更及び権利の転貸等の禁止）

第９条　賃借人が、貸付財産の原状を変更することは、認めないものとする。

２　貸付財産の転貸及び賃借権の譲渡は、認めないものとする。

（契約の義務違反に対する措置）

第 10 条　町長は、貸付けの契約に定める義務の違反を確認した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）貸付期間中に貸付財産を指定用途以外の用途に供した場合　次に掲げる措置

ア　貸付料の１年分に相当する額（以下「貸付料年額」という。）の３倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を相手方に通知する。

イ　アの規定による通知後、相当期間内に指定用途に供しない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明け渡しを求めるものとする。

（２）転貸又は賃借権の譲渡をした場合　次に掲げる措置

ア　貸付料年額の３倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて転貸又は賃借権の取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を相手方に通知するもとする。

イ　アの規定による通知後、相当期間内に取消しの措置を取らない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明渡しを求めるものとする。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、広告付案内板の設置に係る行政財産の貸付けに関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。

様式第１（第４条関係）

広告付案内板の設置に係る町有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約が町と同じ賃借人との間で締結される場合を除く。）

記

１　入　札　日　　年　　月　　日

２　貸付物件名

物件番号	財産名称	設置場所	設置台数	貸付面積	貸付期間
				㎡	年　月　日から 年　月　日まで

様式第２（第４条関係）

年　　月　　日

（賃借人）　様

東浦町長　　印

広告付案内板に係る町有財産有償貸付契約終了について（通知）

東浦町が貸し付けている下記物件については、　　年　　月　　日に期間の満了により賃貸借契約が終了します。

記

１　入　札　日　　年　　月　　日
２　貸付物件名

物件番号	財産名称	設置場所	設置台数	貸付面積	貸付期間
				㎡	年　　月　　日から 年　　月　　日まで